

1 はじめに

本市では、「明るく豊かで健やかな防府の実現」を目標とし、安全・安心な暮らしの確保を進めています。水環境についても、佐波川の清流を守りぬき後世に引き継いでいくため、「佐波川清流保全条例」を平成13年3月に制定し、市民、事業所、行政が一体となって清流保全に取り組んでいるところです。

一方、生活排水の大部分は、閉鎖性水域である瀬戸内海へ直接排水されるため、健全な水環境を再生、維持するために、水質汚濁の原因である生活排水対策は重要な課題となっています。

この課題に対し、本市では早くから公共下水道事業に取り組み、また、市街地のみならず農山漁村を含めた市全域において汚水処理施設^{※1}を効率的に整備するために、山口県との連携のもと平成10年には「山口県汚水処理施設整備構想」の防府市分を策定しました。その後、社会情勢の変化に対応するため、概ね5年毎に改訂を重ね、この度、県内市町が同時期に見直しを行い、それらをまとめた山口県汚水処理施設整備構想が策定されます。

見直しについては、平成26年に国土交通省、農林水産省及び環境省の3省が共同でとりまとめた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」及び令和3年度に山口県が策定した「山口県汚水処理施設整備構想策定（改訂）市町作業マニュアル」に基づき、人口減少や高齢化の急速な進展、地域社会構造の変化、財政規模に応じた適切な事業規模の見直しを考慮しつつ、地域の実情に加え、時間軸の観点を盛り込んでいます。

表 1.1 汚水処理形態別人口の推移

単位：人

年度	下水	漁集	浄化槽		汲み取り	行政人口	汚水処理 ^{※2}	
		野島	合併	単独			人口	整備率
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦=Σ(①:③)	⑦/⑥
H24	73,136	119	26,363	9,140	9,139	117,897	99,618	84.5%
H25	74,553	114	26,333	8,995	8,155	118,150	101,000	85.5%
H26	75,285	109	25,750	8,852	8,089	118,085	101,144	85.7%
H27	75,851	109	25,285	8,072	7,992	117,319	101,255	86.3%
H28	76,019	102	24,948	7,815	7,837	116,721	101,069	86.6%
H29	77,282	99	24,637	6,996	7,315	116,329	102,018	87.7%
H30	78,598	91	24,332	6,235	6,894	116,150	103,021	88.7%
R1	78,800	84	24,014	5,897	6,730	115,525	102,898	89.1%
R2	78,926	84	23,820	5,602	6,531	114,963	102,830	89.4%

(出典：浄化槽等処理人口調査)

※1 汚水処理施設：トイレ(し尿)や生活雑排水(台所、風呂、洗濯等による排水)などの汚水を処理するための施設で、公共下水道施設のほか農業・漁業集落排水処理施設や合併処理浄化槽などの総称です。

※2 汚水処理人口、整備率：公共下水道や合併処理浄化槽などによりご家庭でし尿などの汚水を生活雑排水と一緒に処理されているお家にお住まいの方の人口、また整備率は行政人口に対する割合です。

汚水処理施設の整備手法は、集合処理、個別処理それぞれの種別ごとに、下図のとおりに分類されます。

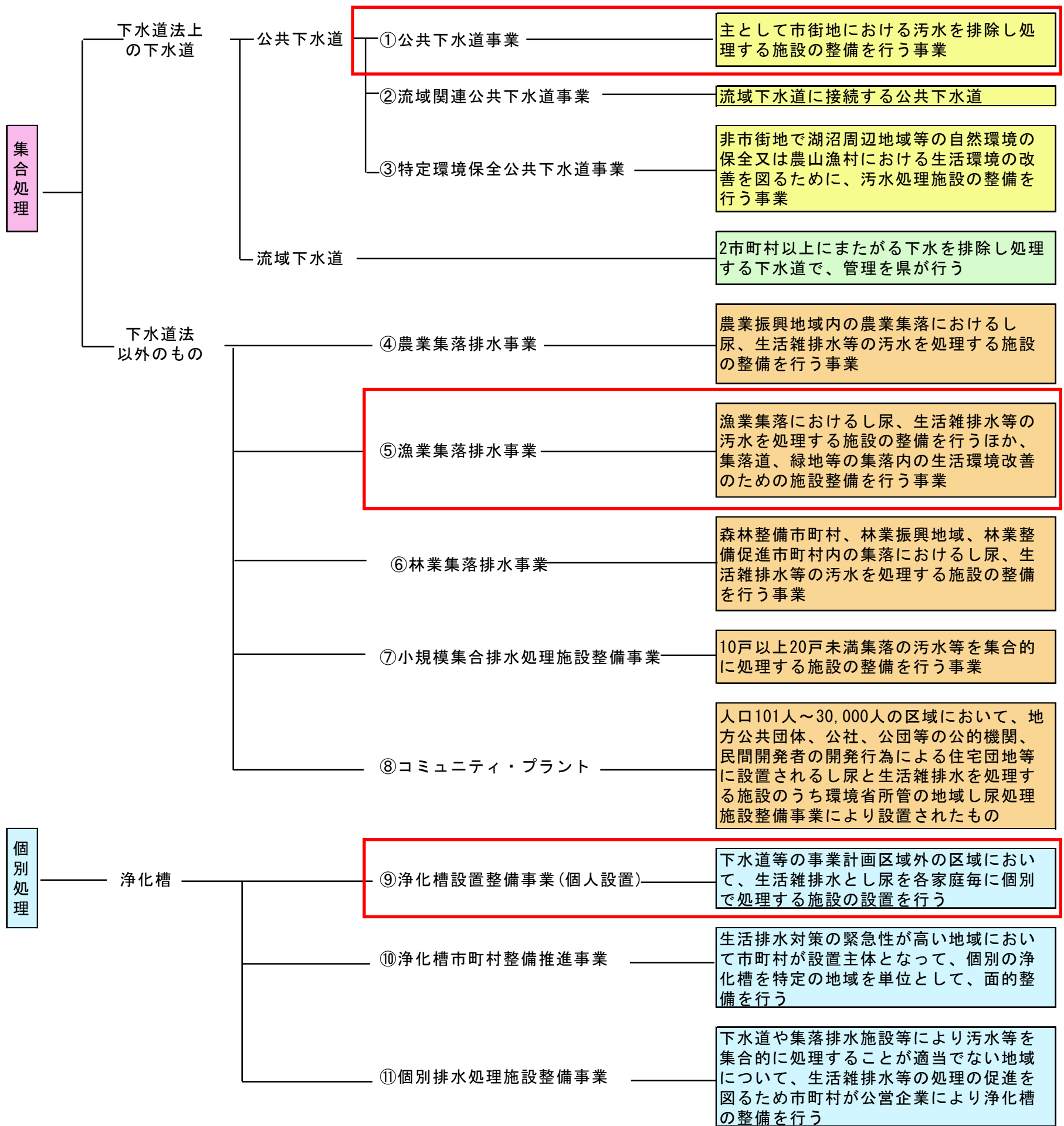


図 1.1 汚水処理施設の整備手法毎の事業の種類と概要

このうち、本市で現在事業を実施しているのは赤線で囲んだ「公共下水道事業」「漁業集落排水事業」「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」の3つの整備手法です。